



Title	北海道大学法学会記事・編集後記・二〇巻四号正誤表
Citation	北大法学論集, 21(1), 187-189
Issue Date	1970-08
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27894
Type	bulletin (other)
Note	雑報
File Information	21(1)_P187-189.pdf



[Instructions for use](#)

編集後記

二二巻の編集は、教官二名、研究補助助手二名が担当し、校正には、一、二号につき、宮本、平井、三、四号につき、伊藤、吉沢、の各研究補助助手が加わることになりました。

前巻の編集委員からは、克明な引き継ぎを受けました。また、本巻については、比較的多数の方々から執筆の申し出をいただいています。編集委員の側でも、片岡助手が執筆・校正の各要領を作成して、その意欲を示しています。

執筆者には、内容についてはもちろん、体裁についても、初校の段階で原稿に手を加えなくても済むようにして、原稿を出していただきたい。そのために特に、原稿の体裁、例えば、見出しの体裁、本文との行間のあけ方、改行の有無、約もの（点、ダッシュ、括弧など）の使い方、引用文献の表記の仕方などに細かに気を配っていただき、また横文字については筆記体を使わないでいただきたいと思ひます。

本巻の編集委員の仕事の一つとして、総索引の作成を考えています。これは前図書掛長石黒克彦氏の示唆によるものです。便利なものをつくるために、多くの方々から助言をいただきたいと思ひます。とくに分類等内容にかかわる問題については、専門の方々にきく必要も出てくるかと思ひます。その際には御協力下さるようお願い致します。

(編集委員)

正誤表(二〇巻四号)

三三三頁二行目	フランス	ガンス
三三一頁七行目	中心法	中に法
三三九頁五行目	ZZ p.	ZZP.

次号(第二巻)予告

論説

ドイツにおける比較法の発展 (3) 五十嵐 清

資料

一九六〇年代における鉱業地帯の社会党票

蓮池 穰

第二インターナショナルとレーニン 成田 博之

会社支配と株主間の合意 (1) 青竹 正一

北海道大学法学会記事

○ 昭和四五年五月二九日(金)午後一時半—四時半
「帰朝報告」

報告者 五十嵐 清
出席者 二三名

昨年四月から一年間ハンブルグの Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht に学ばれた五十嵐教授に、比較法を中心として見聞されたドイツの研究体制についてうかがった。

研究と教育とを分離し、研究者を研究に専念させることによつて研究水準をあげるというねらいで、帝制下、カイザー・ウイルヘルム學術振興財団によつて運営されるカイザー・ウイルヘルム研究所が設立され、これが第二次大戦後マクス・プランク學術振興財団ならびに同研究所と改称された。当初自然科学にかぎられていたこの研究所傘下に、現在では教授の学ばれたハンブルグの研究所をはじめ、外国公法・國際法(ハイデルベルグ)、刑法(フライブルグ)、ヨーロッパ法史(フランクフルト・アム・マイン)、無体財産法(ミュンヘン)と五つの法学の研究所を数えるにいたつてゐる。

これら諸研究所が加わる端緒をなしたのは実に比較法關係の二

つの研究所であり、それはひとえに E. Rabel の識見と才腕によるものだった(この経緯について詳しくは、五十嵐、ドイツにおける比較法の發展、法学論集二〇巻四号以下連載、参照)。関心が自國の制定法とローマ法にかぎられていた西欧諸國またドイツの法学会において、ラーベルがミュンヘン大学に Institut der Rechtsvergleichung を創めたのは実に一九一六年であり、これがヴェルサイユ体制IIワイマール体制下に發展して、一九二五、六年にかけてカイザー・ウイルヘルム研究所傘下の比較公法・私法兩研究所となつた。ラーベルが設定した比較法研究所の任務は、立法に対する意見の提出、裁判における Gutachten、外國制定法の制定・改廃についての情報の提供、比較法の學術的研究だったが、現在ラーベルの当初のプログラムがほぼ完全に実現されている点からも、彼の研究・研究者養成・研究行政における識見と才腕がうかがわれる。ナチズムの迫害によつてすぐれた研究者が殆んど亡命を余儀なくされるという壊滅的打撃をのりこえてハンブルグの研究所は多くの Referent(研究員)による共同研究体制と十数方の蔵書をそなえた欧州一の比較法研究機関となり、ラーベルのもとからは Kipp, Kessler, Rheinstein, Kaiser 等々世界の第一線の比較法學者を輩出したのである。

報告のあと、ドイツの比較法さらに法社会学と日本のそれとの比較、研究体制(少なくとも比較法に関する限りドイツに支配的になりつつある Institut 組織はすぐれており、講座制では研究の國際的水準をフォローしえぬ)、研究所と大学における教育との関

係、教授⇨助手の関係、研究所のライブラリのあり方（わが学部のごときも一考を要しよう）、比較法研究者にユダヤ人が多いのはなぜか、ナチズムとドイツの比較法・法社会学研究、等々学問の内なる、また学問を支える場の、諸問題について活潑な応酬があり、五十嵐教授がこうした問題に深くかわかることがらとして比較法と平和主義という問題を示唆されたのが、幹事の心に残っている。

* * *

二〇巻三号に紹介されたような通年のプログラムをたてたまま開店休業状態に入って、一〇ヶ月ぶりの研究会であった。再開にあたって幹事は、テーマ、運営方法などにつき会員諸兄弟から出来るかぎり御意見をうかがったが、幹事としては、ともすれば専門分化のタコツボにとじこもりがちなわれわれの現状において、深遠な哲理について喧喧の論を戦わすまでゆかぬまでも、インター・ディンブリナリな話題をめぐって一刻を歓談するサロンがあることの意味は大きいと考えている。さしあたり「新婦朝者」たちのお話をつぎつぎにうかがって研究会のウォーミング・アップを行なうつもりである。